

第三者評価結果入力シート (母子生活支援施設)

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

(株)ブルーライン

②施設名等

名称:	川口市立あさひ館
施設長氏名:	高橋 早苗
定員:	30名
所在地(都道府県):	埼玉県

③理念・基本方針

理念： 母と子の権利と尊厳を擁護します。

基本方針： 入所している母子が安心して生活でき、一日も早く自立できる様に支援する。

④施設の特徴的な取組

1. 利用者本位のサービス提供
2. 計画的な自立支援計画の立案
3. 援助技術の向上、及び関係機関との連携

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2020/8/5
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2020/12/3
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成29年度

⑥総評

【特に評価の高い点】

(1)【子供が自分を守る為の指導】

常に日々の様子や子どもの声も敏感に受け止め、分析を心掛けている。紙芝居等を使用し、子どもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。

(2)【所内イベント】

月に1度の行事は利用者楽しく参加して貰える様に考慮し行っている。特に12月に行う お楽しみ会では職員の出し物始め、事業団職員・子育て相談課職員も参加して盛り上がっている。その中で子ども達も前に出て手伝いや発表もあり、積極性・表現力UPの場としても活用している。

(3)【母親への日常生活支援】

生活経験の乏しい利用者に対しては、基本的な生活習慣の指導にも努める。必要に応じて家計の管理、将来に向けた貯蓄等の相談や支援を行っている。利用者の気持ちを十分に考慮しつつ指導にあたり、退所後を見据え自立した生活ができる様に支援に取り組んでいる。

【特にコメントを要する点】

(1)【中期計画～年度事業計画への展開】

法人の中長期計画は、経営ビジョン(10年計画、5年毎に見直し)、経営の指針(5年計画)、指針の細目(3年計画)がまとめられており、各年度の事業計画は指針の細目に紐づいて展開されることを期待されている。しかしながら、中長期計画・年度事業計画の各計画のPDCAが確認できず、その繋がりが説明できない。又、施設では中長期計画と年度の事業計画との関連性が理解されておらず、”法人本部の作業”との認識もあり、「事業計画」と「行事計画」との差も曖昧となっている。年度の施設としての課題も評価できる様な設定になっておらず、ここでもPDCAの展開は難しいのではと感じる。一方、事業計画は職員参画の元、検討され策定されている。事業計画のPDCAは決められた時期・手順に従いというよりも、気が付いた時点で検討されている。只、評価・見直しによるフィードバックが行われたと確認できるものが見当たらず、やはり一連の計画系の関連付けが曖昧と感じる。

(2)【人事管理】

基本方針や中期計画にも「期待する職員像」は明示されていない。人事管理の制度として自己申告書があり、これをベースとした目標管理が行なわれるが、評価結果は施設にも届かないので職員に伝達することはない。依って、中間面接や進捗度・達成度の確認は行なわれておらず、職員自身がどう頑張れば将来に結び付くのかイメージできないのではないかと、何の為に目標管理制度を導入しているのか理解できない。

(3)【有事の対応】

月に1度、防災訓練を計画し(地震や台風の自然災害及び火災等を想定)実施している。備蓄や備品も整備している。(賞味期限にも注意し、経費の削減にも努めている)。BCPについては今後の課題となっている。安否確認の方法については、確認できない。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

着任し始めての第三者評価を受けるにあたり、不安な点ばかりでしたが厳しくご指摘いただいた点では、施設長としての理解・認識不足を痛感し今後の課題として取り組んでいきたいと思っております。

職員一同、感じたことは当たり前に行っていたことも、きちんと文面化されていなければやっていないことにはならないという点も、しっかりと改善していきたいと思っております。

評価の高かった点については、更に気を抜くことなく心掛け、利用者が自立に向け、安心して生活が送れる様に支援に努めていきます。

⑨第三者評価結果(別紙)

第三者評価結果 (母子生活支援施設)

共通評価基準 (45項目) I 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】 理念・基本方針についての記述されている内容は、各々の資料により表現内容が変わっており、理念・基本方針を端的に読み取る事が出来ないが、各々の文章から施設の使命や目指す方向、考え方を読み取る事は出来る。職員や利用者に対する周知に付いては、各々向けの資料を基に年度初め等に説明がされている。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 毎月行われている事業団での施設長会議・市役所(子育て相談課)への月例報告、2ヶ月に1度の県の施設長会議にて予算等の把握や情報収集に努めている。施設としては、広域に対応していない、各居室の部屋数が少ない、老朽化している、風呂が共同等々の課題を抱えている。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】 本施設の老朽化も心配される中、事業団・市役所との連携を図りながら決められた今後の方向付け、予算の中で職員一同、時には職員自ら出来る事を頑張っている。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】 法人の中長期計画は、経営ビジョン(10年計画、5年毎に見直し)、経営の指針(5年計画)、指針の細目(3年計画)がまとめられており、各年度の事業計画は指針の細目に紐づいて展開されることを期待されている。しかしながら、中長期計画・年度事業計画の各計画のPDCAが確認できず、その繋がりが説明できない。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】 中長期計画と年度の事業計画との関連性が理解されておらず、”法人本部の作業”との認識もあり、「事業計画」と「行事計画」との差も曖昧となっている。年度の施設としての課題も評価できる様な設定になっておらず、ここでもPDCAの展開は難しいのではと感じる。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
---	---	---

【コメント】

事業計画は職員参画の元、検討され策定されている。事業計画のPDCAは決められた時期・手順に従いというよりも、気が付いた時点で検討されている。只、評価・見直しによるフィードバックが行われたと確認できるものが見当たらず、やはり一連の計画系の関連付けが曖昧と感じる。

②	7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	c
---	-------------------------------	---

【コメント】

「行事計画」としては資料を配布し、説明しているが、「事業計画」としての説明・掲示・周知は行われていない。

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者
評価結果

①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
---	---------------------------------	---

【コメント】

月2回、処遇会議を行い、その中で質の向上に向けた取り組みが行われている。只、PDCAサイクルによる質の向上に関する取り組みに付いては、結果の確認ができない。自己評価は毎年行われており、グループ評価としてまとめられ、分析・検討が行われている。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	---	---

【コメント】

自己評価に基づく分析・検討は、グループ評価として行われ共有化されているが、そこから抽出された課題を文書化し、改善計画を作成し実行した結果を評価・見直しに結び付けると云う内容は確認できない。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】 施設長は、自らの方針と取組、及び役割と責任を広報誌等に明らかにしており、職員に対して表明している。同時に職務分掌に自ら、及び職員個々の責任と役割を明示している。又、平常時のみならず、有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化している。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【コメント】 法令に関する講習等に付いては、法人で企画されている階層別研修や職種別研修を受講している。又、県内の同種施設の会合の中でも課題として取り上げられる。環境関連法令等、直接関連のない法令に付いての理解度は、改善を要すると感じる。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 年に1度、事業団規程に基づき職員の評価を担当している。事業団や県が主催する会議や研修、面談で得た情報・知識を職員会議等で情報共有をしている。日々の支援、ちょっとした疑問点等に対し、今迄の経験を踏まえ解決に努めているが、支援の質の現状に付いて、定期的・継続的な評価・分析は行なわれていない。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 事業団の予算に付いて考慮し、経理や施設係と相談しつつ取り組んでいる。利用者の生活環境に付いて、指導する事もあり共に整備を意識して行ったり工夫して取り組んでいる。兎に角、内部でのコミュニケーション・風通しを良くし、職員の働きやすい環境整備等に取り組んでいる。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】 人材の育成に関しては、中期計画の経営の指針に各種研修の充実や適材適所の人材配置が掲げられている。人材確保に付いては、事業団全体で取り組んでいる。母子生活支援施設として事業団の他の施設とは特殊性があり職員体制も少ない為、体制等に付いては本部事務局と連絡・相談を密にして進めている。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】 「期待する職員像等」に付いては、中期計画の中にもそれらしき表現を含め、確認できない。人事基準は明確に定められ、自己申告書により内容の評価が年1回施設長により行なわれる。評価結果は給与に反映される仕組みにはなっていない。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
---	---

【コメント】

有給休暇の取得状況や時間外労働等、労務管理は施設長の管理の下に行なわれている。メンタルヘルスの仕組として本部庶務係の中に受付窓口を設け、ストレスチェックで対象となった職員以外でも相談に応じている。内部での福利厚生以外の仕組以外に外部の「ゆとりぷ」を介しても職員の便宜を図っている。又、介護休暇・育休・時間単位での年休取得・業務シフトの配慮等、良いコミュニケーション状態を含め、働きやすい職場作りの取組みを行なっている。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
------------------------------	---

【コメント】

人事管理の制度として自己申告書があり、これをベースとした目標設定が行なわれるが、評価結果は施設にも届かないので職員に伝達することはない。依って、中間面接や進捗度・達成度の確認は行なわれておらず、何の為に目標管理制度を導入しているのか、理解できない。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
--	---

【コメント】

基本方針や中期計画にも「期待する職員像」は明示されていない。法人として保育士資格のある職員を配置している。法人本部で決められたカリキュラムに基づき、職員の研修が進められ、定期的にその計画や研修内容・カリキュラム等の評価・見直しが行なわれている。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
---------------------------------	---

【コメント】

本部で研修履歴を管理しており、階層別・職種別に研修があり、県の協議会関係の大会や研修会にも参加しており、同時に本部から勧奨される講習にも行ける様、配慮されている。OJTは職員ハンドブックをマニュアルにして適切に行なわれる。スーパービジョンの体制は確立されていない。

(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
--	---

【コメント】

緊急一時保護も行っていること、利用者さんの生活への配慮から本施設においては、実習生の受け入れはしていない。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
---------------------------------	---

【コメント】

法人の理念・基本方針始め、活動状況はHPに公開されているが、苦情・相談の体制については、HP含め公表されていない。苦情・相談から改善に結び付いた内容については、所内掲示し公表している。町会の会合で本施設の内容を理解して貰う為、説明しているが、印刷物や広報誌等は配布していない。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】
 経理規程や取引に関する規定が定められており、職務分掌により職員等の権限・責任が明確にされ、周知している。法人監事による内部監査が定期的に行われており、同様に公認会計士による外部監査が行なわれ、指摘に基づき改善が進められている。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
------------------------	--	-------------

①	23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
---	----------------------------------	---

【コメント】
 施設の特性上、検討しつつ出来る中での交流を勧めている。町会加入はしているので広報紙を配布したり、児童センターのニュースを掲示したり、回覧板も窓口に設置している。就学すると子ども会へのお誘い等あるが今は就学児がいないので年間行事の中に一部、お知らせしている。 保育所とは連携し支援している。

②	24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
---	--	---

【コメント】
 実習生同様、緊急一時保護を行っていること、利用者さんの生活への配慮から受け入れは行っていない。

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
-----------------------	--	--

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
---	---	---

【コメント】
 関係機関や団体等をリスト化した小冊子を職員は持っており、情報共有が図られている。子育て相談課や支援課・障害福祉課・学校等、一部の団体とは定例的に協議会を行ない、課題の解決の為、協働している。アフターケアについては、原則、市の相談課からフォローしている。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
--------------------------	--	--

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
---	--------------------------------	---

【コメント】
 事業団・市役所との連携から福祉ニーズに関する情報収集は、しているが地域住民との交流は班長さんや防犯部長さんとのやり取りがあるくらいで十分に把握できていない。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
---	------------------------------------	---

【コメント】
 緊急一時保護の受け入れを(2部屋)実施している。普通入所とは異なり、少ない情報、急な受け入れの中での対応に専門性・能力が必要とされる。県や市役所からの依頼で受け入れているが、大々的な地域貢献は できていない。

Ⅲ 適切な支援の実施

1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 「こどもの権利ノート」を元にプライバシー保護に関する職員研修が行なわれ、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。設備的な対応としては、全てが個室である事、風呂場におけるカーテン・パーテーション等の配慮がされている。		
②	29 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
【コメント】 見学時には、分かり易いパンフレットや重要事項説明書に替わる分かり易く編纂された「施設内での約束事」等資料を提示し、施設の特性を理解して頂き、他の利用者とも気持ちよく安心・安全に生活が送れる様、今後の生活について説明している。		
(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
①	30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】 見学時には、分かり易いパンフレットや重要事項説明書に替わる分かり易く編纂された「施設内での約束事」等資料を提示し、施設の特性を理解して頂き、他の利用者とも気持ちよく安心・安全に生活が送れる様、今後の生活について説明している。		
②	31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
【コメント】 支援開始までに基本的な情報を収集、確認し母親と子どもの同意を得た上で支援を開始している。又、日々支援を行っていく中で得た情報を共有し目標を進めていく。常に利用者の意思や自尊心に配慮し支援に努めている。意思決定が困難な母親と子どもへの配慮に付いては、適正な説明、運用が図られている。		
③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】 支援の内容変更は、利用者の不利益にならない様、十分に配慮し対応するが、退所後の相談や担当に付いては、説明は行うが文書では渡していない。引継文書としては相談課に対して渡している。施設を退所した後は、市役所の子育て相談課経由となるが、直接相談が来ても対応している。		
(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 年1回子育て支援アンケートを行っている。又、忙しくて対応できない母親には、月1回提出して貰う連絡票を使用しコミュニケーションを取っている。年3回面談を定期的に行っており、そこでも満足度を確認している。母親の会合や子供会等は設定していない。		

(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）は整備されているが、苦情解決の仕組みを分かり易く説明した掲示物を所内に掲示する事や、資料を母親と子どもに配布し説明する等は行なわれていない。苦情解決の仕組みは出来ている為、ご意見箱の設置や用紙の作成、実績の記録はされている。		
②	35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
【コメント】 相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べる事を説明している。相談スペースもあり、他の利用者に内容がもれる事のない様、配慮している。又、ご意見箱の設置もありいつでも、匿名で自由に意見や要望を伝える事ができる。		
③	36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】 職員は日々の支援の中で母親と子どもが相談しやすく意見を述べやすい様に配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。意見箱の設置や利用者アンケートを行い、母親と子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。相談や意見を受けた際の記録の方法等に付いて定めたマニュアル等は整備していない。		
(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
【コメント】 リスクマネジメントに関しては、委員会の設置やリスクマネージャーの選任・危機管理マニュアルの策定等が行なわれており、体制を整備している。ヒヤリハット事例の収集も行なわれており、要因分析・対策検討・実施・再確認・評価・見直しまで行なわれている。		
②	38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 特に今年は新型コロナの影響で、感染症対策に気を付けた。清掃・消毒で施設内の衛生を保ち、利用者へも手洗い・マスク着用の呼びかけ（時にはマスクの配布も）を行い、市役所・事業団からの注意喚起のお知らせも玄関に掲示し全員で感染しない様、努めている。本部主催で講習会も実施している。		
③	39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
【コメント】 月に1度、防災訓練を計画し（地震や台風の自然災害及び火災等を想定）実施している。備蓄や備品も整備している。（賞味期限にも注意し、経費の削減にも努めている）。BCPに付いては今後の課題となっている。安否確認の方法に付いては、確認できない。		

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
【コメント】 県編纂の職員ハンドブックを標準的な実施方法マニュアルとしており、人権の尊重や権利擁護に付いても確認されている。ハンドブックは職員間で定期的な見直しが行なわれ、改善内容に付いては県の検討会の場に報告される。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【コメント】 職員ハンドブックを標準的な実施方法としており、内容の検証・見直しは定期的に行われる。自立支援計画や利用者の意見から出た改善の内、標準的な実施方法として取り上げた方が良くと判断された内容に付いては、検証・見直し時にフィードバックされる。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【コメント】 入所にあたり、決められた様式に従いアセスメントを行なう。その際、場合によっては関係部門・関係者が一堂に会してカンファレンスを行ない、アセスメントの内容に付き協議を行なっている。又、個別支援計画の策定にあたり、具体的なニーズを確認しその内容を織り込んで計画が作られる。この段階で個別にカンファレンスが行なわれることはない。支援困難ケースへの対応に付いて、検討し積極的かつ適切な支援が行われている。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】 個別支援計画に付いては、年3回の面談の際に必要ながあれば評価・見直しが行なわれる。その他、月2回行なう処遇会議で利用者毎にケース検討をし、自立と課題に付いて話し合っている。年度末には、自立支援計画の最終評価をし、次年度に繋げられる様に取り組んでいる。尚、自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みはない。又、内容によっては標準的な実施方法にフィードバックされ、改善に結び付く場合もある、		
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】 母親と子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し、記録されている。個別の支援の内容に付いては、個別支援計画に記録されている。個別支援計画は、作成後、上長の捺印を得る方式で報告されるが、その際に記入方法等も併せて確認される。情報の分別は、通常は回覧、ネットワーク上はパスワード管理されている。		
②	45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】 個人情報保護規程及び文書管理規程により、記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。不適正な利用や漏えいに対しては、懲戒規程も設けられている。本部主体で個人情報保護に関する研修が行なわれている。入所の際に利用者にも個人情報の扱いに付いて説明している。		

内容評価基準 (27項目)

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

<p>(1) 母親と子どもの権利擁護</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① A1 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 職員会議・処遇会議を通し、支援に対する方針を共有している。特に職員不在時に業務にあたる警備員に対しては日々の打合せ、マニュアルの配布や気付きがあれば口頭でも指導、利用者のプライバシー保護に対しては慎重にあたるよう注意喚起している。</p>	
<p>(2) 権利侵害への対応</p>	
<p>① A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 ハラスメント規程を整えている。利用者に対して暴力や権利を侵害しない様、細心の注意を払っている。言葉遣いや接遇、職員及び警備員へも注意し努めている。不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや就業規則等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組み(懲戒処分)が策定されている。</p>	
<p>② A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 日常の様子・服装・行動を観察し、小さな変化も見逃さない様、心掛けている。利用者との信頼関係を深め日々の会話や、相談からストレスやプレッシャーをかけない様にも配慮している。不適切な行為を伴わない大人像を示す事で、良好な人間関係の構築出来る様、示している。</p>	
<p>③ A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 常に日々の様子や子どもの声も敏感に受け止め、分析を心掛けている。紙芝居等を使用し、子どもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。</p>	
<p>(3) 思想や信教の自由の保障</p>	
<p>① A5 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 施設内では、他人への強要等をしない限り、個人的な宗教活動等は尊重している。母親の思想や信教によって、その子どもの権利が損なわれないよう配慮している。</p>	
<p>(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮</p>	
<p>① A6 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 現在の入居が1世帯と云う事で、個別の判定は難しい。自治会や子供が通っている保育所の催し等、あまり積極的に参加する事は無い。お子さんが大きくなるにつれ、少しずつ施設以外の集まりにも参加するようになってきたが今年はコロナの影響で、自粛に追い込まれている。利用者さんの意思を尊重しながら生活改善に対する助言も配慮しつつ行っている。</p>	

(5) 主体性を尊重した日常生活

①	A7 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
---	------------------------------------	---

【コメント】

利用者さんの意思を尊重し、無理強いしない支援を心掛けているが、本施設以外にも目が向けられる様に外部の催し等、関連機関からの情報を知らせたりしている。

②	A8 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
---	---	---

【コメント】

月に1度の行事は利用者に楽しく参加して貰える様に考慮して行っている。特に12月に行う お楽しみ会では職員の出し物始め、事業団職員・子育て相談課職員も参加して盛り上がっている。その中で子ども達も前に出て手伝いや発表もあり、積極性・表現力UPの場としても活用している。

(6) 支援の継続性とアフターケア

①	A9 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
---	---	---

【コメント】

退所の状況や理由も異なる事から、子育て相談課の退所後の地域担当者や保健師等に繋げている。退所後の交流は慎重に考えている。

A-2 支援の質の確保

<p>(1) 支援の基本</p> <p>① A10 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>a</p>
<p>【コメント】 面談・自立支援計画の策定と見直し、処遇会議や子育て相談課への月例報告を通して支援方法を確立している。利用者の状況に合わせた支援の実施に努めている。法人として保育士資格の有る職員を配置している。</p>	
<p>(2) 入所初期の支援</p> <p>① A11 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 1日も早く生活に慣れるよう声掛けに考慮しつつ、まめに行ったり、安心して暮らせる様、取り組む。必要に応じて家電の貸し出しや、乳幼児がいる場合は、1階に居室を設定するなど配慮している。プライバシーに配慮した設備的な対応としては、全てが個室である事、風呂場におけるカーテン・パーテーション等が挙げられる。</p>	
<p>(3) 母親への日常生活支援</p> <p>① A12 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 生活経験の乏しい利用者に対しては、基本的な生活習慣の指導にも努める。必要に応じて家計の管理、将来に向けた貯蓄等の相談や支援を行っている。利用者の気持ちを十分に考慮しつつ指導にあたり、退所後を見据え自立した生活ができる様に支援に取り組んでいる。</p>	
<p>② A13 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 面談や母親の悩み・相談に応じやすい関係作りに励み、状況に応じ受診や公共機関への同行、子供の送迎等行うこともある。母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育の提供や保育所へつなぐ等の支援を行っている。</p>	
<p>③ A14 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 職場や教育機関内での、人間関係のトラブルや悩みを受け止め、利用者の心情も汲みつつアドバイスしている。外部にも目を向けられる様、興味のあるものに付いて声掛けや情報提供をしている。対人関係がうまくできない母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮を行っている。施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じた時には、その関係性を修復若しくは改善する為の支援を行っている。</p>	

(4) 子どもへの支援

①	A15 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
---	---	---

【コメント】

発達については日常より観察に努め、母親への指導にあたっている。施設の中でも楽しめるよう図書や遊び場など共有スペースも活用できるようにしている。DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。

②	A16 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	b
---	---	---

【コメント】

寄贈された図書等、集会室に備え活用されている。行事の中でも遊びを通してコミュニケーションを図り学習に対するの興味を引き出せる様、工夫したり子ども達の成長を見守っている。学習指導のために学習ボランティア等の協力を仰いではいないが、放課後の学童クラブで宿題は済ませてくる。

③	A17 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
---	--	---

【コメント】

子どもとの信頼関係を築くことで母親からの信用も得られるよう取り組んでいる。行事等で子ども達に手伝いや発表をする場を設けたり成長を図れるようにしている。また外国籍の子どもについては日本の習慣も学べるよう、母親と共に指導にあたっている。悪意や暴力のないおとなモデルを職員が提供する事で、おとなに信頼感を持てるよう支援している。

④	A18 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	c
---	--	---

【コメント】

着任以来、高学年児童の入所がないので現在、緊急性・必要性に直面していない。母子共に虐待経験がある場合は受診や行政との連携を通し支援に努める。

(5) DV被害からの回避・回復

①	A19 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	b
---	-----------------------------------	---

【コメント】

県内のみであるが緊急一時保護の受け入れが(2部屋)ある。24時間受け入れや広域利用には対応していない。緊急時対応マニュアルは作成・整備されている。役割分担と責任の所在を明確にし、相談支援センター・警察署・福祉事務所・子ども支援課等との連絡調整体制を整えている。

②	A20 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
---	---	---

【コメント】

DV関連における研修を受講している。家族との連絡や交流に付いて、職員間で情報共有し統一した支援となる様、取り組んでいる。必要に応じ行政・事業団本部・警察等の関係機関に協力も要請しながら適切に対応できる様、準備している。弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等の支援を行っている。

③	A21 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	c
---	-----------------------------------	---

【コメント】

必要とされる利用者が増加しているが、近年、本施設では市外からの受け入れも無い。

(6) 子どもの虐待状況への対応

①	A22 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	b
---	---	---

【コメント】

職員が暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを示している。子供と個別に拘わる機会を持った場合は、子供が職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。又、子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在である事を伝える事や、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。心理療法担当職員によるカウンセリング等の専門的ケアは行っていない。

②	A23 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a
---	------------------------------------	---

【コメント】

児童虐待の発生やその疑いがある場合は子育て相談課を介して児童相談所に通報し、連携して対応している。必要に応じて、心理判定や児童精神科医との相談等の児童相談所機能を活用している。又、福祉事務所や保育所・学校・病院等と情報交換や連携を図り対応している。

(7) 家族関係への支援

①	A24 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】

母親の親族・家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。

(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援

①	A25 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	b
---	---	---

【コメント】

障害福祉課・医療センター等、社会資源の積極的な活用をする為の支援を行っている。又、公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。障害や精神疾患がある場合や外国人の母親や子どもへは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。精神疾患がある場合、通院動向は行なうが服薬管理はしていない。

(9) 就労支援

①	A26 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	b
---	------------------------------	---

【コメント】

最近ではヘルパー等、資格取得を求める母親も多く、能力開発のための情報提供や支援を行っている。又、地域での就労を希望する母親が多く、フリーペーパーやハローワークを主に職場を求めている。尚、母親の状況に合わせた補完保育(残業や休日出勤時の保育等)や病後児保育等は行っていない。

②	A27 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	b
---	--	---

【コメント】

就労が自立の基盤となるので仕事の相談にのったり、又、時給や場所に拘らず家庭生活とのバランスも考慮するようにアドバイスもしている。母親が望む場合、就労継続の為に職場との関係調整を行っている。現在はいないが必要に応じて福祉的就労の活用も図っている。